

リスク管理債権

機構は、銀行法（昭和56年法律第59号）が適用される法人ではありませんが、平成9年度分以降、民間金融機関における開示基準を参考に、リスク管理債権を開示してまいりました。また、平成12年度分以降は、自己査定結果を踏まえた基準により、リスク管理債権を開示しています。

なお、このリスク管理債権は、融資物件に設定した第一順位の抵当権その他の担保等からの回収が図られるため、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

平成27年度～令和元年度リスク管理債権

(単位：億円、%)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	既往債権等*	買取債権	合 計	既往債権等*	買取債権	合 計	既往債権等*	買取債権	合 計
破綻先債権額 (A)	684	98	783	608	106	715	559	122	681
延滞債権額 (B)	3,038	375	3,413	2,509	358	2,866	2,157	362	2,518
3か月以上延滞債権額 (C)	788	150	938	697	136	833	597	153	750
小計 (D) = (A) + (B) + (C)	4,510	623	5,133	3,814	600	4,414	3,313	637	3,949
比率 (D) / (G) × 100	3.93	0.49	2.11	3.92	0.44	1.89	3.88	0.43	1.69
貸出条件緩和債権額 (E)	6,862	446	7,308	5,714	455	6,169	4,772	476	5,248
合計 (F) = (A) + (B) + (C) + (E)	11,373	1,069	12,442	9,528	1,055	10,583	8,085	1,113	9,198
比率 (F) / (G) × 100	9.92	0.83	5.12	9.78	0.77	4.52	9.48	0.75	3.94
貸付金残高 (G)	114,692	128,323	243,015	97,384	136,616	233,999	85,279	147,979	233,259

(単位：億円、%)

区 分	平成30年度			令和元年度		
	既往債権等*	買取債権	合 計	既往債権等*	買取債権	合 計
破綻先債権額 (A)	507	142	649	479	172	651
延滞債権額 (B)	1,914	392	2,305	1,815	482	2,297
3か月以上延滞債権額 (C)	534	178	711	499	203	703
小計 (D) = (A) + (B) + (C)	2,955	712	3,666	2,794	857	3,651
比率 (D) / (G) × 100	3.89	0.45	1.56	4.10	0.50	1.53
貸出条件緩和債権額 (E)	4,003	536	4,539	3,377	609	3,986
合計 (F) = (A) + (B) + (C) + (E)	6,958	1,248	8,206	6,171	1,466	7,637
比率 (F) / (G) × 100	9.17	0.78	3.49	9.05	0.86	3.20
貸付金残高 (G)	75,870	159,061	234,930	68,185	170,594	238,779

注 合計は四捨五入の関係により一致しないことがあります。
リスク管理債権の開示基準については、自己査定結果をベースに開示することとしています。
※「既往債権等」とは、買取債権以外の貸付金にかかる債権及び求償債権です。

- 注
- 破綻先債権額 (A)
自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金残高の合計額
 - 延滞債権額 (B)
自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金残高の合計額
 - 3か月以上延滞債権額 (C)
弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付金残高の合計額で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの
 - 貸出条件緩和債権額 (E)
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予など債務者に有利となる取決め（以下「返済方法の変更」といいます。）を行った貸付金残高の合計額で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (B) 及び3か月以上延滞債権額 (C) に該当しないものを計上しています。
ただし、返済方法の変更を行ったときから原則として4年が経過した債権のうち返済が正常に行われているものについては、信用リスクが正常債権と同等となったと判断されるため、貸出条件緩和債権に含めていません。これに該当し、貸出条件緩和債権に含めていない貸付金残高の合計額は352億円です。
なお、開示している貸出条件緩和債権額には、政府の経済対策などの要請によって返済方法の変更を行った貸付けなども含まれています。
 - 備考
機構の債権については、融資物件に設定した第一順位の抵当権その他の担保等からの回収が図られるため、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

【貸出条件緩和債権について】

機構は、「フラット35（買取型）」や機構融資を利用して住宅を取得された方々が、生活環境の変化などの様々な事情によりローンの返済が困難となった場合や、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大規模な自然災害により一時的にローンの返済が困難となった場合においても、生活の基盤である住宅に住み続けられるように、できる限り親身になってローン返済相談に乗るとともに、お客さまそれぞれの事情に合った返済方法の変更に応じ、返済の継続を支援しています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で返済にお困りのお客さまへ、引き続き安心して今後の返済を継続いただくため、返済方法の変更メニューをご案内しています。

機構の貸出条件緩和債権は、リスク管理債権の約52%を占めておりますが、上記政策目的を果たすための措置として返済方法の変更の実施により生じたものです。また、貸出条件緩和債権は他のリスク管理債権と比べ貸倒率が低く、そのまま不良債権の急増につながる可能性は低いものと考えています。

令和元年度自己査定・リスク管理債権

(単位：億円)

	自己査定債務者区分	自己査定債権分類				引当金(引当率)	リスク管理債権
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
既往債権等	破綻先 482	担保・保証による保全部分 210	担保・保証による保全部分以外の全額を引当て 272		個別貸倒引当金 272 (100%)	破綻先債権額 479	
	実質破綻先 790	担保・保証による保全部分 286	担保・保証による保全部分以外の全額を引当て 504			延滞債権額 1,815	
	破綻懸念先 1,036	担保・保証による保全部分 578	担保・保証による保全部分以外について今後3年間の予想損失率により引当て 458		197 (43.0%)		3か月以上延滞債権額 499 貸出条件緩和債権額 3,377
	要管理先 3,926	貸倒実績率に基づく今後3年間の予想損失率により引当て 3,926				216 (5.5%)	
	その他の 要注意先 5,734	貸倒実績率に基づく今後1年間の予想損失率により引当て 5,734			103 (1.8%)		
正常先 56,402	貸倒実績率に基づく今後1年間の予想損失率により引当て 56,402			94 (0.2%)			
買取債権	破綻先 173	担保・保証による保全部分 90	担保・保証による保全部分以外の全額を引当て 83		個別貸倒引当金 83 (100%)	破綻先債権額 172	
	実質破綻先 448	担保・保証による保全部分 198	担保・保証による保全部分以外の全額を引当て 250			250 (100%)	延滞債権額 482
	破綻懸念先 40	担保・保証による保全部分 23	担保・保証による保全部分以外について今後3年間の予想損失率により引当て 17		5 (28.2%)		3か月以上延滞債権額 203 貸出条件緩和債権額 609
	要管理先 817	貸倒実績率に基づく今後3年間の予想損失率により引当て 817				54 (6.7%)	
	その他の 要注意先 450	貸倒実績率に基づく今後1年間の予想損失率により引当て 450			47 (10.4%)		
正常先 168,779	貸倒実績率に基づく今後1年間の予想損失率により引当て 168,779			321 (0.2%)			

- 注
- 単位未満は四捨五入しています。
 - 引当率は、「実質破綻先・破綻先」及び「破綻懸念先」については担保・保証による保全額を控除した残額に対する引当率で、「要注意先」及び「正常先」については債権額に対する引当率です。
 - 自己査定とリスク管理債権の主な相違点について
 - ・対象債権は、自己査定では貸付金、買取債権、求償債権、未収貸付金利息、未収買取債権利息、仮払金及び立替金ですが、リスク管理債権では貸付金、買取債権及び求償債権です。
 - ・自己査定の債務者区分は、貸付先からの返済状況及び貸付先の財務内容等により区分していますが、リスク管理債権は、破綻先債権額及び延滞債権額を除いて貸付先からの返済状況に基づいて区分しています。
 - 令和元年度自己査定における引当金の算出については、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しています。